

整骨院・接骨院は (柔道整復師)



正しくかかりましょう

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかるとき、健康保険が使える範囲は細かく規定されています。

柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただき、適正な受診にご協力をお願いします。

× 健康保険は使えません

- 日常生活からくる疲労・肩こり・筋肉疲労・体調不良
- あん摩・マッサージ代替りの利用
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- 過去の交通事故等による後遺症
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善の見られない長期の治療
- 仕事中や通勤途中におきた負傷

全額自己負担



リラクゼーション目的の
施術は健康保険対象外です！



上記の場合に「健康保険が使える」と説明を受け、整骨院・接骨院を受診されても、その治療費は、**全額自己負担**していただくこととなります。その場合、後日整骨院等から請求されるか、もしくは「協会けんぽ」から請求いたします。

○ 健康保険が使えます

- 急性などの外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）
- 骨折・脱臼（応急処置の場合を除き、**医師の同意**が必要です。）

適正な給付を
行うため、
お問合せや調査に
ご協力を
お願いします

柔道整復師からの請求の一部には、健康保険の対象とならない請求、長期にわたりかつ日数が多い請求、定期的に負傷部位が変わっているといった不自然な請求が見受けられるため、適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、協会けんぽから文書または電話で、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会することがあります。

そのため、受診の記録（負傷部位・治療日・治療内容）や領収書を保管いただき、照会がございましたら、ご自身で回答書にご記入ください。

健康保険の財源は皆さまの大切な保険料です
裏面の「利用時の基本ルール」をお読みください

利用時の基本ルールを守りましょう

1 負傷の原因を正しく伝えましょう

治療を受ける前に必ず症状や負傷原因を伝え、健康保険が使えるか確認しましょう。外傷性の負傷でない場合や、仕事中や通勤途中の負傷の場合、健康保険は使えません。

また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は、別途届出が必要となりますので「協会けんぽ京都支部」へご連絡ください。



2 1回500円などといった定額料金は認められていません

健康保険を使って治療を受ける場合、窓口での自己負担金額は治療内容によって費用が異なります。（定額制や割引券などによる一部負担金の減免は認められません）

例 「腰部捻挫」で初めて治療を受けた場合の費用

窓口支払額：初検料1,335円＋施療料760円＝2,095円に自己負担割合（1～3割）をかけた額
自己負担割合が3割の場合は、2,095円×0.3＝**630円**が窓口での支払い金額になります。

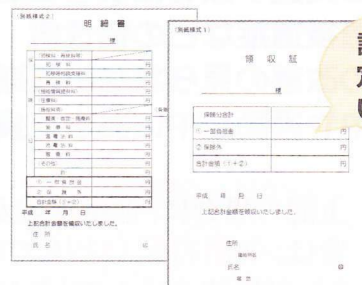
※同じ負傷で引き続き治療を受ける場合や治療内容によって料金は変わります。

お支払いされた金額にご不明な点があれば、協会けんぽ京都支部までお問合せください。

3 領収書は必ずもらって保管しましょう

健康保険の対象となる費用、対象とならない費用が記載された**領収書の無償交付が義務付けられています**ので必ず貰いましょう。また、費用に係る明細書（有償）も、希望すれば交付が義務付けられています。

なお、領収書は税金の医療費控除を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。



記載項目が定められています

4 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で署名または押印しましょう

Check!

- ・傷病名✓
- ・日数✓
- ・金額✓

療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。**傷病名・日数・金額をよく確認し、署名しましょう。**十分に確認せず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながる場合がありますのでご注意ください。

5 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、**一度医師の診断を受けましょう。**



6 「ついでに他の部分も」とか、「家族に付き添ったついでに」といった、「ついで」の受診は、全額自己負担です。

全国健康保険協会（協会けんぽ）京都支部

〒

お問合せ先電話番号： (業務グループ)